

3-1 多様化する施設利用への対応を

● **「公の施設」のあり方の吟味を**

これまで、地域の公立文化施設は、地方自治法244条に規定された「公の施設」の枠組みの中で整備されてきた。しかし、設置主体が、その目的や事業内容を明確にした設置条例を十分検討することなく、例えば漫然と「公の施設」の公平・平等原則を適用するだけでは、文化施設が全国各地に充足し、高度化する市民ニーズに応え、多様化する目的や活動内容に対応することは困難である。設置者として施設計画の段階から将来の運営を見据えた「公の施設」のあり方について十分吟味する必要がある。

なお、現在の「公の施設」という概念は、文化施設にあつては、例えば集会場的な利用にも舞台芸術の利用にも共通する広範なものであり、昨今の施設利用の多様化等を踏まえた概念の再構築の検討が期待される。

参考 地方自治法で定められている「公の施設」とは：

- 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。（第244条1）
- 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。（第244条2）
- 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない。（第244条3）
- 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。（第244条の2-2）

● **専用使用や優先利用によるメリハリのある施設利用を**

とりわけ、財団に運営が委託されているケースでは、財団のミッションを達成するためにも、財団が独自の判断と裁量で施設運用を行えるしくみを整える必要がある。施設の設置自治体は、施設の運営管理を財団に委託するというこれまでのしくみにとらわれることなく、財団による専用使用、専属やフランチャイズの芸術団体による優先利用、市民団体やボランティア組織の優先利用などのしくみについても、財団の目的と照らし合わせて検討すべきである。

● **施設利用・管理の多様化の促進を**

現在、国においては、「公の施設」の管理受託者の範囲を株式会社等民間事業者まで拡大することが検討されている。

また、実際、専用使用の劇団を置いている施設、利用する市民が施設管理を担うことにより24時間年中無休の利用ができる施設、NPO 法人が行政から委託を受けて管理運営している公設民営の施設も見られるようになってきた。これからは、今までの財団運営の枠組みにとらわれることなく、施設利用の多様化に対応した管理方法を検討していく必要がある。

参考事例

【財】静岡県舞台芸術センター 設置条例による専用使用の実現

- (財)静岡県舞台芸術センターでは、芸術総監督のもと、舞台芸術の専門家からなる公共劇団を設置、舞台芸術公園と芸術劇場をその専用劇場として使用することを2つの条例（静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例、静岡県コンベンションアーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例）に盛り込んでいる。

静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例（平成9年（1997年）制定）]

- 施設等の使用 知事は、公園の設置の目的を達成するため、前条に規定する施設及びそれらの附帯設備を、次に掲げる事業を行う公共的団体に使用させるものとする。（第5条1項）
 - (1) 舞台芸術の創造及び公演
 - (2) 舞台芸術に関する人材の育成
 - (3) 舞台芸術に関する活動の支援
 - (4) その他舞台芸術の振興のために必要な事業
- 附則 第5条1項の公共的団体は、当分の間、財団法人静岡県舞台芸術センターとする。
 - * 静岡県コンベンションアーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例」で、芸術劇場についても同様に制定

【財】墨田区文化振興財団（すみだトリフォニーホール）：

新日本フィルハーモニー交響楽団とのフランチャイズによる事業展開

- すみだトリフォニーホールは、新日本フィルハーモニー交響楽団（以下 NJP）とのフランチャイズにより、良質な演奏会の提供やアウトリーチ事業を展開している（「オーケストラの住むホール」事業）。
- 墨田区では、区の文化政策として、1988年から「音楽都市づくり」をスタート。同年 NJP との間でフランチャイズの覚書が交わされ、翌年から区内の学校や公民館で NJP によるアウトリーチ活動が始まった。このオーケストラを核とした音楽都市づくりは、すみだトリフォニーホールに引き継がれ、「すみだトリフォニーホール条例」にも、「区民及びオーケストラの芸術文化活動の促進に関すること」（第2条）がホールの事業として明記されている。
- すみだトリフォニーホールでは、NJP とのフランチャイズ事業を柱に、他都市のオーケストラとの連携事業（「オーケストラが集うホール」事業）を実施。今後は、市民参加事業（「オーケストラを育むホール」事業）も視野に入れている。現在、ホールの稼働率の半分は NJP による使用。NJP とのフランチャイズはホールの稼働率の下支えにもなっている。

【金沢市民芸術村】市民による24時間運営の実現

- 金沢市民芸術村は、大正末期にできた紡績工場の倉庫跡を、市民の芸術文化の創造拠点として整備したもの。「創作の自由を100%保証して」、「規制をできるだけ緩やかに」という「手側の声を受け、市民による24時間運営の施設を実現、条例に明記している。

金沢市民芸術村条例（平成8年（1996年）制定）]

- 市民参加による自主的な運営 金沢市民芸術村（以下「芸術村」という）は、利用する市民の代表者によって構成する組織で芸術村の運営についての基本方針を定めるなど、市民参加による自主的な運営を図ることを基本とする。（第3条）
- 使用時間 芸術村の使用時間は、午前零時から午後12時までとする（一部省略）。（第5条）

【ふらの演劇工場】NPO ふらの演劇工房による運営

- 2000年10月に開館した「富良野演劇工場」では、富良野市教育委員会が、「演劇をテーマとするまちづくり」をテーマとして劇場づくりを進めたNPO 法人「ふらの演劇工房」に劇場の管理を委託している。

富良野演劇工場設置及び管理に関する条例（平成8年（1996年）制定）]

- 教育委員会は、演劇工場の管理を、地方自治法第244条の2第3項*の規定に基づき特定非営利活動法人ふらの演劇工房に委託する。（第8条）

* 地方自治法第244条の2第3項：普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令に定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

3-2 文化施設は地域の財産

●施設のメンテナンスは設置自治体の責任で

公立文化施設は、将来に引き継がれていく地域の財産である。その財産を良好な状態で維持するのは設置者である地方自治体の責務であり、本来的には、建設時に長期修繕計画等を立案し、必要な予算措置を講じるべきである。多くの文化施設では、こうした措置が行われていないために、施設の老朽化とともに、改修、補修が課題となっているが、財団を経由して現場のニーズを的確に判断できる体制を用意することが望ましい。

【財】伊丹市文化振興財団 市の営繕担当職員の財団派遣による的確な補修

- 財団に施設営繕を担当する技術職員を市から1名新規配置。財団運営施設について保守点検をおこない、市の行政財産の補修計画に適切に反映させるよう本庁とのパイプ役を果たす。財団が2000年度に市に人員を要求し、2001年度から派遣。
- 文化施設の特異性や利用者の視点も反映し、補修・改修の必要性を的確に市に伝えることが可能。市の営繕担当とやりとりをすることで、建物の補修や改修のための予算も限られている中で、それを適切に配分することができる。